

[論文]

虚構としての経済的単一体（1-2）

—〔第1部〕連結基礎概念への独占禁止法からの照射—

長 田 芙 悠 子

〈目次〉	全3部 序	
	1. はじめに	
	2. 独占禁止法における企業結合規制の緩和	
	3. 八幡製鐵・富士製鐵の合併	(1-2、3節以降)
	4. 新日本製鐵誕生以後の寡占化の進行と経済的大変動	(以下、次号予定)
	5. 新日本製鐵における「融合」と非一体化の進展	
	6. おわりに	

3. 八幡製鐵・富士製鐵の合併 (承前)

(3) 合併前の鉄鋼業の変容

戦後鉄鋼業の枠組は、いずれも政府の強い統制と主導権を持って行なわれ、企業の意味決定に関して政府が直接介入的に関わっていたが、第3次合理化(1961~1965年)当りから様相が異なってくる。国際競争力をつけた鉄鋼業界は、政府の過度の干渉を嫌い、企業間の協調による業界内自主調整に重きを置くようになったのである¹⁾。

ところが、1965(昭和40)年に「住金事件」が起こった。装置産業である鉄鋼業の設備投資は巨額を要し且つ過剰設備=過剰生産が乱売・価格下落を誘発する等のため、業界秩序を守るために設備投資調整が生産調整との兼ね合いで行なわれてきたが、後発三社(住金、川鉄、神戸製鋼)には不利な方法であり、政府が圧力をかけたことが住金の態度を却って硬化させ、結局は住金が生産調整の方法で譲り(生産を下げる)、八幡が設備調整で譲る(八幡が設備投資の順序を住金に譲り、住金は投資できる)という形で解決をみた。業界内協調という解決方法がとられたのである²⁾。

そして、1964(昭和39)年は設備投資のボトムの時期であり、その翌年から設備投資は異常な程の拡大をみせ、住金事件以降は新設企業数も新設高炉の大きさも増加をはじめた。こうした状況が、但し設備投資という射影での、新日鐵合併前の鉄鋼業の状況であった³⁾。

(4) 日本製鐵の沿革

新日本製鐵(日本製鐵)の沿革の概略は、次の通りである。1857(安政4)年12月1日釜石木炭高炉初出鉄(12

月1日は「鉄の記念日」となる)、1880(明治13)年官営製鐵所として操業開始、1901(明治34)年官営八幡製鐵所が高炉・製鋼・圧延の一貫作業開始→1934(昭和9)年日本製鐵設立(鉄鋼業大合同)→1950(昭和25)年過度経済力集中排除法により八幡製鐵と富士製鐵への2分割⁴⁾→1970(昭和45)年八幡製鐵と富士製鐵が合併し、新日本製鐵設立→2011(平成23)年新日本製鐵と住友金属工業が合併し、新日鐵住金設立→2019(平成31)年4月1日日本製鐵に商号変更→完全子会社日鉄日新製鋼を2020(令和2)年4月1日合併予定、なお2002(平成14)年以降神戸製鋼所は資本業務提携をしており、日本製鐵系と言える⁵⁾。

(5) 八幡製鐵・富士製鐵合併の経路依存的妥当性

八幡製鐵・富士製鐵の合併に関して、独禁法の企業結合規制にとって容認し得るか否かという観点とは別に、そもそも経路依存的に妥当性を有するのか、ということの問題にしたい。GHQ(アメリカ)による財閥解体が一過的なものだったのに対し、その恒久法と言える過度経済力集中排除法によって(旧)日本製鐵が2分割されたのであるが、それがわが国の経済力を弱体なままとする「不当な」ものであると看做すならば、復元し、合併することは一応の妥当性を有すると言えるであろう。しかし、更に長い歴史的スパンで捉え直したら、どうであろうか。

まずは、合併の直接的な動機ないし目的を確認しておこう。「合併趣意書」によれば、次の通りである——①「技術革新の結果としての設備単位の大型化と増加需要との間の矛盾」の調整、②「技術開発力の強化が当面の急務」、③「企業の総合的な国際競争力強化の必要性」⁶⁾である。

1) 伊丹編著(1997) pp.139、144(大森琢磨・徳重泰治執筆)

2) 同上 pp.145-146

3) 同上 p.147。他に「低迷する鉄鋼市況」(1968(昭和43)年4月の市況が過去の不況期の最低値を下回っていた)や「鉄鋼頭打ち論」(日本の鉄鋼生産が早晩一億トンを超え、頭打ちを呈するのではないかと警戒感・危惧感)等があり、「八幡・富士両社が合併を決意した動機としては、両社が公式に声明した“企業総合力の強化”、あるいは“国際競争力の強化”といった一面だけでは、測りきれぬものがある。鉄鋼業界のなかにあつて、八幡・富士には“失地回復”、“寡占体制の強化”という、むしろより有力なお家の事情が一本の太い線となって存在したと見ざるを得ない」(毎日新聞社経済部編(1969)、『新日鐵誕生 独禁政策と巨大企業合併の記録』pp.39-42、毎日新聞社)、との見方も提示されている。

4) 但し、正確には、八幡製鐵・富士製鐵・日鉄汽船・播磨耐火煉瓦の4社に分割(設立)されたのだが、製鐵会社としては八幡と富士の2社ということである(川崎(1962) p.51)

5) 川崎(1962)、川上(2019)、山口(2008)、植草益・大川三千男・富浦梓編(2004)、『日本の産業システム2 素材産業の新展開』N T T出版参照

6) 毎日新聞社編(1969) pp.217-218

「合併のメリット」としては、もう少しブレイクダウンして、7項目を特定し挙示している⁷⁾。それらに対して、副次的ないし合併を主導した経営陣の思惑としては、合併は元々の日本製鐵へ旧に復することなのだという「悲願」が伏在していたことは間違いない。伏在どころか、しばしば口外している。しかし、当事者はもとより、そのことを取上げている関連文献において、重要であるにも関わらず不問に付されていること、あるいは部分的にしか妥当でないことが明確になっていない。

(旧)日本製鐵は、どのように成立したのか。1933(昭和8)年3月に「日本製鐵株式会社法」が成立し、1934(昭和9)年1月に日本製鐵が設立されたのである⁸⁾。当初構想の合同案では、1所11社案(官営八幡製鐵所、日本製鋼所(輪西)、釜石鉱山、日本鋼管、富士製鋼、大阪製鐵、東洋製鐵、九州製鋼、東海鋼業、三菱製鐵、浅野造船所、浅野小倉製鋼所)であったが、設立時には1所5社(官営八幡製鐵所、輪西製鐵、釜石鉱山、富士製鋼、九州製鋼、三菱製鐵)、直後の1934(昭和9)年3月に1所6社(東洋製鐵が追加参加)、2年後の1936(昭和11)年5月に1所7社(大阪製鐵買収)の合同となった⁹⁾。言うまでもなく、自発的な合併ではなく、法律に基づく国策の合同であったのである。しかも、日本鋼管等は、参加しなかった。

もう一度沿革を振り返ろう。新日鐵となるまでに、官営八幡製鐵所の操業開始からならば54年、高炉一貫メーカーとなってからでも33年が経過し、それから日本製鐵時代は16年、八幡製鐵と富士製鐵となってから20年が経過している。日本製鐵時代は僅かに16年程度であり、2

倍以上の長い前史があり、分割後も日本製鐵時代よりは長いのである。勿論、期間の長短が最重要とは言えないとしても、自発的な努力による合同ではなく、国策による合同ということまで勘案すれば、日本製鐵に在職していたことのある永野・稲山両社長らにとってはノスタルジーの対象ではあるかもしれない¹⁰⁾、操業期間がわずか16年程度の日本製鐵を一義的に復元すべきだと言うことはできないのではないかと。占領政策による分割に異議を唱えるとしても、更に満州事変以降の十五年戦争の国策に対しても非を唱えるならば、1934(昭和9)年の日本製鐵の設立(合同)以前に「復旧」という方途(1所7社への分割という選択肢)もあり得るのではないだろうか。八幡製鐵と富士製鐵以外は眼中にない事大主義に対して、歴史的オルタネートとしては歴史的スパンを広く長く採り、経路依存的な可能性を探り、事態を相対化することには意義があると考えられる。そして、八幡製鐵と富士製鐵の合併→新日鐵というのは、経路依存的には有力ではあるが、唯一の選択肢ではないことは間違いなく、妥当性は限定的と言わなければならない¹¹⁾。

(6) 独禁法企業結合規制大幅緩和の致命的弱点

八幡製鐵と富士製鐵の合併、そして新日鐵の成立を阻止し得なかった独禁法における企業結合規制の決定的弱点は、旧法(原始独禁法~1949(昭和24)年法改正)では存続していた8条の「不当な事業能力の較差の排除措置」が1953(昭和28)年の法改正により削除されたことにある、と筆者は捉えている。「不当な事業能力の較差があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する

7) 同上 pp.218-219

8) 安藤良雄編(1979),『両大戦間の資本主義』p.135(奈倉文二執筆「第三章 製鐵合同政策とその帰結」)、東京大学出版会。なお、1920年代から「製鐵合同問題」が登場し(同p.136)、一般的な合併という呼称ではなく、「合同」という呼称が使われており、歴史的な文脈を重視する場合には「合同」を使用することとする。

9) 安藤編(1979) pp.137, 145, 160(奈倉執筆)、川崎(1962) pp.16-23

10) NHK取材班(1995),『戦後50年その時日本は 第2巻 三池争議・激突「総資本」対「総労働」 新日鐵誕生・攻防 巨大企業と公取委』pp.238-239、日本放送出版協会。なお、「永野氏は明治三十三年生まれ、稲山社長は同三十七年。永野氏は東大卒業後、浅野コンツェルンに入り、稲山氏は商工省、官営八幡製鐵所とスタートは違いつながりながら、戦前、日鉄大合同ができた後は、同じ日鉄内部で、影と形が添う如く連れ立って歩んできた。日鉄分割当時、永野は常務、稲山は営業部長のポストにあった」(毎日新聞社編(1969)p.30)とのことで、生え抜きでもない者の「郷愁」(同書p.29)を過度に重視するのは如何かと思う(由良(1969a) pp.33-34, 37-39、NHK(1995) pp.234-235, 236-239参照)。

11) ハードレーは、「集中排除法を評価するさいに、心にとめておかななくてはならないもう一つの点は、戦時中に強制的な企業合同をおこなうことを余儀なくされていた会社にたいして、企業の独立性をとりもどすことを許可することが意図されていたということであった」(Hadley, Eleanor M. (1970), *Antitrust in Japan*, Princeton University Press, Princeton. (エレノア・M・ハードレー(1973), 小原敬士・有賀美智子監訳,『日本財閥の解体と再編成』邦訳p.139、東洋経済新報社)、と指摘している。日本製鐵の合同は「戦時中」より前ではあるが、ハードレーの指摘は筆者の見解を援護しているものと解せられるのではないだろうか。

手続に従い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他その較差を排除するために必要な措置を命ずることができ(8条1項)。ましてや、新たに合併により、「不当な事業能力の較差」が生じるとなれば、直ちに合併禁止を命ずることは明白である。1967(昭和42)年度の粗鋼ベースでみたシェアは、八幡18.6%、富士17.0%、住金、川鉄、鋼管は揃って11%台を占め、神戸製鋼は5.4%であったから、八幡・富士は単純合計で35.6%となり¹²⁾、3位以下の各社と3倍超の較差となるのであるから、「不当な事業能力の較差」に該当するであろう(売上高、総資産等の指標によっても較差は歴然としているであろう)。

従って、8条が削除されたことから、合併の是非は専ら独禁法15条(合併の制限)に依拠せざるを得なくなってしまったのである。1953(昭和28)年の法改正による企業結合規制の大幅緩和がどれほどの打撃であったかの認識を基底に据えた議論が必要ではないか。

(7) 同時並行的な合併案件

「八幡・富士合併の直前を走っていた王子三社、つまり、王子製紙、本州製紙、十条製紙の三社合併」は、昭和「四十三年三月二十一日、合併覚書きに調印、公取委に事前審査を申し入れていたが、半年後の九月十九日、「合併否認の方向で公取委員の九〇%が固まったようだし、否認の結論を発表されてからでは醜態なので」(略)と事前審査の申し入れを取下げ、合併を事実上断念している¹³⁾。「王子三社が合併すると主製品の新聞用紙が六〇

%以上という高い市場占有率をもつようになり、有力な競争相手がなくなるという独禁法に抵触する決定的な問題をかかえていたことは事実だけれども、王子三社がもたついていたのは“本命”八幡・富士まで共倒れになるおそれがあるというので、財界首脳が王子三社を口説いて申請を取下げさせた¹⁴⁾ようである。その意味では、「八幡・富士の犠牲になったとってよい¹⁵⁾、という見方がなされている。

もう1つは、三菱銀行と第一銀行の合併案件である。しかし、わずかに二週間で振出しへ戻り、大合併の難しさを思い知らされたし、「王子三社の合併申請取下げにつぐ、三菱、第一銀行の合併不成立という合併ムードに水をかけるような事態¹⁶⁾となったのである。

そうした事態を乗り切り、合併に漕ぎ着けたという点では、周囲の支援の多彩さと共に、八幡・富士両社の合併意思の強固さを際立たせていると言える。

(8) ステークホルダーの攻防

八幡・富士の合併には、多種多様なステークホルダーが公然・非公然に関与したことは周知のことである。それを、コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーに見立てて捉え直すこととする¹⁷⁾。今日のコーポレートガバナンス・コード等は、親和的なステークホルダーを配備しているに過ぎず、実態とは不適合と見做すことは、穿ち過ぎだろうか。過去の事例として、八幡・富士の合併を踏まえているとは思えない。戦後最大の合併事例である八幡・富士の合併は、関与したステークホル

12) 毎日新聞社編(1969) p.38。なお、同書によれば、「後発メーカーの意欲的な追い上げにあつて、八幡・富士両社のシェアは三十年代を通じてジリ貧状態を続けた」のであり、「十年前の三十三年度にこのシェアは八幡24.0%、富士18.1%、合計42.1%、他は鋼管10.0%、川鉄8.0%、神戸鋼6.0%、住金5.7%であったのに比べれば、八幡、富士、なかんずく八幡の地盤沈下が著しい」(同書 p.38)、とのことである。合併効果が巧く奏功すれば、「ジリ貧状態」や「地盤沈下」を脱し、シェアの回復ないし更なる増大の達成可能性があるであろう。

13) 同上 p.54

14) 同上 pp.54-55

15) 同上 p.54。なお、同様の趣旨だが、同書では「紙はアウト、鉄はセーフ」という「風説」を紹介している。「紙の場合、有力競争メーカーが少いのに対し、鉄の場合は大手六社が激烈な競争を展開していて、後発各社の追い上げで八幡・富士のシェアが年々低下しているという競争実態の差から「鉄はセーフ」を推論するものであり」、もう1つは「八幡・富士のもつ大きな政治力と、政治的活動をしてこなかった王子三社の違いということもこの説の根拠となっていた。さらに、大型合併を二つとも認めては独禁法が死ぬ、さりとて経済界の流れにさからえない、というので、公取委が二つのうち一つだけ認めるのだというまことしやかな観測が行われた」(同書 p.64)、というものである。

16) 由良(1969a) p.190

17) 大嶽秀夫(政治学者)は、両社の合併を「現代日本の政治過程における影響力分析」(大嶽秀夫(1996)、『増補新版 現代日本の政治権力経済権力 政治における企業・業界・財界』p.245、三一書房)の事例として詳細に分析している(同左 pp.245-403)。筆者とは、パースペクティブ(問題設定)並びに方法は異なるが、大いに参考になる。

ダーの多さ並びに賛成派（推進派を含む）から反対派までの幅広さでも、類を見ない「好個」の事例ではないか。これを捉え直すことは、コーポレート・ガバナンス、就中そのステークホルダー論を遙かに実態適合的で充実したものとするために寄与することができるのではないか。

まず筆頭に挙げられるべきステークホルダーは、八幡・富士両社と、公取委である。終始対峙していたが、八幡・富士両社に関しては3（章）以降全般的に取上げているので、ここでの言及はしない。公取委に関しては、後続の(10)で取上げる。

政府は、率先して合併促進の旗を振り（佐藤首相、椎名通産相、宮沢経企庁長官等）、同じ政府部内の「独立職権」を保証された公取委との亀裂は象徴的である¹⁸⁾。政府部内では、運輸省港湾局だけが反対の立場であった¹⁹⁾。自民党は独禁法改正論議を起こす等により、圧力をかけた²⁰⁾。

両社の大株主且つ主力銀行である日本興業銀行及び中山素平頭取（1968(昭和43)年5月に会長就任²¹⁾）は、初期段階から合併に到るまで終始最も近い位置で緊密に協力し、合併を推進した²²⁾。

通産省は、椎名通産相（当時）はもとより²³⁾、山本重信事務次官（当時）が「合併申請書」の起草を依頼されたくらいであり²⁴⁾、山下英明重工業局次長（1968(昭和43)年10月就任）は合併の積極的推進者であり、通産省出身の公取委員菊池淳一とのパイプ役となり²⁵⁾、左近友三郎鉄鋼業務課長（当時）は、統計調査までして援護射撃を行なった。独禁法違反の疑いのある3.5品種のうちの1品種である鋳物銑の実態調査結果を1969（昭和44）

年7月23日の第7回審判で開陳し、問題解消を大いに印象付けた。但し、合併に有利なような作為的な「実態調査」であり、翌月の8月7日の第8回審判で審査官（公取委）がその偏向や不備等突いて反撃し、改めて両社と通産省の癒着ぶりを浮き彫りにした²⁶⁾。産業構造審議会総合部会の基本問題特別委員会（有沢広巳委員長）は、1968（昭和43）年6月7日～8月21日まで計7回開催し、産業の構造改善と企業合併についての意見を纏め上げ、審議会を通じて公平な意見を聞くという形式を採り、結局は「競争制限の可能性は少ない」という線を出すことに成功し、巧みな作戦勝ちを収めた²⁷⁾。

なお、通産省は産業政策として合併推進に多大な働き掛けを行なったが、副次的には別の関わりがある。鉄鋼業界は、通産官僚の最も有力な「天下り」先である。1949年～73年に歴任した通産事務次官13人のうち5人が、74年～93年までの12人のうち5人が、大手鉄鋼メーカーに天下っている²⁸⁾。因みに、新日鐵誕生後の稲山嘉寛に次ぐ社長の平井富三郎も、通産事務次官からの転身である。

経営者団体（経済団体）では、産業問題研究会（世話人・木川田一隆東京電力社長）の鉄鋼問題小委員会（委員長・中山素平興銀会長）が、1968(昭和43)年6月28日に賛成見解を發表し、支援態勢を明瞭にした（木川田が代表幹事である経済同友会も、賛成の旗振りを行なった²⁹⁾）。経団連は、独禁法研究会を設置し、1969(昭和44)年6月10日に「合併と独禁政策に関する見解」という中間報告で合併を支援し³⁰⁾、「競争も大切だが協調も必要だ」と言い、「競争至上主義」の公取委を攻撃して、独

18) 毎日新聞社編（1969）pp.44-46

19) 同上 p.171

20) 同上 pp.137-139, pp.140-142

21) NHK（1995）p.281

22) 由良（1969a）p.25。大嶽も、中山素平の働きは重視し、詳細に追跡している（大嶽（1996）pp.316-318, 325-329）。

23) 次の大平通産相も、1969(昭和44)年8月15日、「両社の対応策づくりに協力していきたい」と発言している（由良（1969a）p.324）。

24) 由良（1969a）p.29、NHK（1995）pp.246-248, 252-255

25) NHK（1995）pp.281-283

26) 毎日新聞社編（1969）pp.170-171、由良（1969a）pp.313-316, 322、NHK（1995）pp.330-334

27) 毎日新聞社編（1969）pp.48-49。但し、大嶽は、通産省の影響力は本合併事案に関しては左程なかったと看做している（大嶽（1996）pp.314-315）。

28) 十名直喜（1996）、『日本型鉄鋼システム 危機のメカニズムと変革の視座』pp.37-38、同文館、伊丹編著（1997）pp.163-165（大森琢磨・徳重泰治執筆）。業界団体である日本鉄鋼連盟への天下り（専務理事等）も少なくないようである（大嶽（1996）p.308）。

29) 毎日新聞社編（1969）p.46

30) 同上 pp.142-144

禁法敵視の体質を剥き出しにした³¹⁾。

同業他社に関しては、「合併賛成の声は、まず鉄鋼業界から上がった。これは王子系三社の合併発表に当って、中堅メーカーの中越パルプが実質的に反対に立ったのと同対照的である。鉄鋼業界では、鋼管、川鉄、住金といったライバル会社の首脳が、ほとんど無条件で八幡・富士合併を支持した³²⁾。公聴会では「賛成」の公述を行なった³³⁾。それらに留まらず、問題解消措置に関して、多大な協力を行ない、業界の協調的寡占体質をあからさまにした。但し、日本鋼管・川崎製鉄・神戸製鋼と住金とでは差異があり、日向方斉住金社長(当時)は合併に批判的であり³⁴⁾、公聴会では「賛成」の公述をしたけれども³⁵⁾、問題解消措置では除外された。その住金が、2012(平成24)年に新日鐵住金へと吸収合併され、2019(平成31)年には社名からも消えたことは(日本製鉄と改名)、歴史の皮肉であろうか。

関連業界(需要業界、販売業界、供給業界)では、日本鋳物工業会、久保田鉄工、日産自動車が反対の意思表示を行なったことは興味深い³⁶⁾。

ステークホルダーの公然たる関与としては、公聴会が挙げられる。事前審査に引き続き正式審査における大きなイベントであり、合併プロセスの中盤段階のことである。1969(昭和44)年4月10、11日の両日に開催された。公取委は、3月末に両社合併に関連をもつ業界の会社・団体等の代表者8百人にアンケートを出し、合併に対する賛否、公聴会への出席希望を尋ね、公述人はこの回答によって得た出席希望者と個別に応募した合計73人のうち、バランスをとって37人を選び出した³⁷⁾。

37人の公述人は、具体的には次の通りであった(肩書はいずれも当時)。原安三郎(日本商工会議所経済政策

委員会委員長)、永田敬生(日立造船社長)、橋弘作(日本機械工業連合会副会長)、吉野平八郎(東武鉄道経理部長)、蛇草実太郎(早川電機工業電化事業部購買部長)、大徳正義(日本鋳物工業会副会長)、岩越忠恕(日本自動車工業会常任委員会委員長)(以上、第一日目午前の公述人)。日向方斉(住友金属工業社長)、佐土狭夫(建設省計画局参事官)、橋本真吉(日立製作所副社長)、中村元治(全国下請企業連合会会長)、平沢栄一(全国金属労働組合業種別対策部長)、高田ユリ(主婦連合会副会長)、山下英明(通産省重工業局次長)、大橋周治(新潟大学商業短期大学)、鈴木竹雄(東京大学名誉教授)、小宮隆太郎(東京大学助教授)、土屋清(朝日新聞論説委員)(以上、第一日目午後の公述人)。岡田貢助(川崎製鉄社長)、牧田与一郎(三菱重工業副社長)、石井寛(石井鉄工所社長)、中島英信(中小企業研究所長)、加藤治嘉(加藤電機社長)、嶋田外喜男(梅鉢鋼業社長)、山本幸一郎(山本製罐専務)、中山伊知郎(一橋大学名誉教授)(以上、第二日目午前の公述人)。植村甲午郎(経団連会長)、内田誠次(鹿島建設専務)、高碓芳郎(東洋製罐社長)、服部元三(日本船主協会会長)、佐藤升(全国鉄鋼問屋組合³⁸⁾幹事兼事務局長)、宮田義二(日本鉄鋼産業労働組合連合会中央執行委員長)、川崎種三郎(日本生活協同組合連合会常任理事)、渡辺経彦(京都大学教授)、五弓勇雄(東京大学教授)、野田一夫(立教大学教授)、今村成和(北海道大学教授)(以上、第二日目午後の公述人)³⁹⁾。

全員の氏名と肩書を列挙したのは、公取委が選定したステークホルダーの全容を具体的に確認しなかったからである。公聴会を有利に展開しようとの働き掛けも多々あったようだが、その賛否は発言者39人(公述人のほか

31) 由良(1969a) p.292。但し、大嶽は、「自主調整派(官民協調派)」である経済同友会が積極的支援を行なったのに対し、「自由放任派」である経団連は消極的であったと、スタンスの違いに重点を置いている(大嶽(1996) pp.318-319, 324)。

32) 毎日新聞社編(1969) pp.42-43

33) 由良(1969a) pp.255-256, 328

34) 同上 p.127

35) 同上 pp.255-256, 328

36) 毎日新聞社編(1969) pp.169, 170

37) 同上 p.117

38) 鉄鋼の流通分野は、一次問屋(総合商社や鉄鋼専門商社)と二次問屋(特約店)があり、問屋経由で需要家(自動車、造船、電機、建設等の産業企業)に販売されるか、メーカーから直売される。また、需要家が決まっているひも付き(契約)とまだ特定されていない店売り(契約)がある(川上(2019) pp.74-77)。

39) 由良(1969a) pp.252-253。なお、肩書の略称/フルネームの不統一や一部欠落を補正した。

自由発言2人)中、賛成19、条件付賛成10、反対10であった⁴⁰⁾。中村元治全国下請企業連合会会長、平沢栄一全国金属労働組合業種別対策部長、高田ユリ主婦連合会副会長、大橋周治新潟大学商業短期大学、内田忠夫東大教授(自由発言)、中島英信中小企業研究所長、渡辺経彦京都大学教授、五弓勇雄東京大学教授、野田一夫立教大学教授、今村成和北海道大学教授、が反対の公述をした⁴¹⁾。蛇草実太郎早川電機工業電化事業部購買部長、佐土侠夫建設省計画局参事官も、批判的意見(管理価格)を述べた⁴²⁾。なお、次の段階である審判では19名の参考人が招致されたが、公述人と同一人物も含まれている⁴³⁾。

労働組合に関しては、総評が当然の如く「絶対反対」を唱えるのではなく、「支援できない」と歯切れの悪い姿勢だったのは、傘下の鉄鋼労連が条件付賛成の立場であるため、強硬に反対すれば、鉄鋼労連が脱退も辞さないからであった⁴⁴⁾。鉄鋼労連の条件付賛成は、両社の合併にとって非常に有力な援軍であった⁴⁵⁾。そうであるが故に、問題解消措置として釜石分離案(問題品種のうち3品種まで生産していた釜石製鐵所を分離すれば、問題点を一挙に軽減できる)が有力であったが、労働組合の支持を担保し、「内部」の罅割れを起こさないために、永野富士製鐵社長は頑強に拒否したのである⁴⁶⁾。

学識経験者に関しては、次節で取上げる。

なお、最後に、実に興味深いことに言及する。コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとしては

真っ先に登場して然るべき株主が、これまで取り上げられてこなかったことを訝しく思われたかもしれない。興銀は、大株主ではあるが、株主として関与したと言うよりは、財界(経営者の集合体)の立場で関与したと言うのが妥当であろう。他に具体的に取上げた株主もいない。合併に到る途上で、何度か合併議案を諮る株主総会の開催が取沙汰されたが⁴⁷⁾、その程度であり、終始存在感が稀薄である。少なくとも八幡・富士の合併に関しては、株主というステークホルダーの関わりは微々たるものであったと言わなければならない。これだけ多数のステークホルダーが関与した中では、特異的なことではないか。

(9) 経済学者の反対声明

1968(昭和43)年6月15日、経済学者グループが「大型合併についての意見書」という反対声明を出したが、署名者90名(後日14名の追加参加で合計104名)、八幡・富士合併反対86名(96名)、王子系3社合併反対81名(90名)であった⁴⁸⁾。1969(昭和44)年2月25日、事前審査結果の内示直後には「八幡・富士合併にたいする公取委“内示”について」という反対声明第2弾が出されたが、署名者は29名であった⁴⁹⁾。1969(昭和44)年3月8日、「独占禁止法四十五条一項にもとづく措置要求書」という反対声明第3弾が出されたが、表題にもある通り単なる反対声明ではなく、独禁法の条項(45条1項は、「何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置

40) 毎日新聞社編(1969) p.121

41) 毎日新聞社編(1969) pp.117-118, 120、由良(1969a) pp.252-263

42) 毎日新聞社編(1969) pp.118-119, 120

43) 由良(1969a) pp.306-316

44) 同上 pp.117, 139-140, 219

45) 新日鐵の社史では、それを裏付ける記載をしている。「八幡労組、富士労連ならびにその上部団体である鉄鋼労連の合併に対する協力的な態度が、こののちの両社の合併対策推進における支障をより少なくし、合併実現のかけの力になったといえるのである」(新日鐵編(1981) p.52)。

46) 分離を断固拒否した永野は、「その理由は当時富士鐵労組に、私と一体になって合併を実現しようという空気があった。この労組員たちの“心”は私にとって何にもかえがたい貴重なものであった」と後年述懐している(新日鐵編(1981) pp.63-64)。なお、社内のステークホルダーとしては、従業員一般以外にも、役員層や管理職層があり、大嶽は「最高経営者の企業内リーダーシップ」との関連で取上げ、八幡社内に永野富士社長に牛耳られる懸念があったとか、両社内は潜在的利害対立に留まったといったことを指摘しており(大嶽(1996) pp.275, 281-287)、興味深くはあるが、筆者は客観的証憑に乏しいので、取上げることは差し控える。また、労働組合並びに従業員に関しては、後続の5(章)で詳細に取上げるので、ここでは簡単な言及に留める。

47) 1969(昭和44)年11月26日に八幡製鐵が、翌27日富士製鐵が各々最後の株主総会を開催し、合併議案が問題なく議決されたが(由良(1969) pp.354-356)、それ以前の株主総会では公取委との係争中のため、議案提出が見送られた(毎日新聞社編(1969) p.164等)。

48) 毎日新聞社編(1969) pp.85-86、由良(1969a) pp.122-124

49) 毎日新聞社編(1969) p.92

をとるべきことを求めることができる」に基づき、公取委の対処を求めるものであったし(45条2項は、「前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない」とあり、これは公取委(特に事務局)にとって何よりの援軍となった)、独禁法学者との共闘体制を組んだものであり、署名者11名は次の通りであった——(経済学者)福岡正夫(慶大教授)、今井賢一(一橋大助教授)、建元正弘(京大教授)、渡部経彦(京大教授)、内田忠夫(東大教授)、館竜一郎(東大教授)、竹中一雄(国民経済研究協会研究員)、(独禁法学者)今村成和(北大教授)、金沢良雄(東大教授)、正田彬(慶大教授)、丹宗昭信(北大教授)⁵⁰⁾。

次第に参加者数は減少していったけれども、学者が集団的に反対運動を起こしたということでは未曾有ではないとしても珍しいことである。それも、政治的あるいは社会大の事件・事象(例えば反安保闘争とか公害運動等)ではなく、民間企業の合併案件に関してのことである。それだけ、八幡・富士の合併が大きな意味を持っていたということであろう。次第に尻すぼみになったのは、当初の声明が「競争秩序の維持」と「公取委の中立的な判断」を求めるものであり、その後者がある程度満たされたから(と判断した者が少なくなかったから)であり、また当時の「大学闘争」の影響で、こうした取組みを続ける余裕がなくなったからと見做されている⁵¹⁾。なお、1969(昭和44)年3月24日に、大きく出遅れたが、マルクス(主義)経済学者の8名も、反対の意見書を出している⁵²⁾。

(10) 公取委体制の利益相反的二層構造

公正取引委員会の体制(組織)は、通常は大凡一体的と言っても実態と左程懸け離れてはいないが、八幡・富士の合併案件では明確に二層構造に分化した。公取委員と公取委事務局の利益相反的二層構造への分化である。当時の公取委員は、山田精一(委員長、日銀出身)、菊池淳一(通産省出身)、梅田孝久(法務省・検察出身)、亀岡康夫(大蔵省出身)、有賀美智子(公取委事務局出身)の5名であり⁵³⁾、有賀を除き紐付きである⁵⁴⁾。特に菊池淳一が出身母体の通産省と密接に関わって、推進側に貢献したことは周知のことである。審判段階で加わった藤堂裕受命審判官(法務省出身、公取委官房付検事)も、八幡・富士側に与した⁵⁵⁾。公取委事務局は、柿沼幸一郎(大蔵省出身)事務局長以下約350名の編成で、事前審査～正式届出の頃までは経済部企業課、正式審査～審判は審査部が担当し、担当者は一貫して妹尾明企業課長を中心とする“七人のサムライ”(女性も含まれており、不細工で時代錯誤的な命名であるが)、河村穰、菊地元一、藤井知世、矢部丈太郎、浜田卓二郎、大熊まさよの7名であった。審判では事務局担当者が検事役の審査官を務めた⁵⁶⁾。

二層構造が鮮明になったのは、委員懇談会という特異な会議形式を設営するようになってからである。通常の委員会は5名の公取委員と事務局幹部と議案関係担当者が出席して行なわれるが、次第に公取委員と事務局との対立が激化し、事務局担当者の突き上げが多くなったため、事前審査の品種別あてはめという最終段階以降、公取委員と事務局長だけの委員懇談会(という非公式会議)に切り換えるようになった。調査等判断の裏付けを全て

50) 毎日新聞社編(1969) pp.93-95、NHK(1995) p.291

51) 毎日新聞社編(1969) pp.100-102、由良(1969a) pp.231-234, 239-241。なお、今日では最早死語となっている「近代経済学者」という呼称が当時はまだマルクス(主義)経済学との対比で使われていたが(毎日新聞社編(1969) p.85等多数)、今回で言えば、公述人として賛成の公述をした経済学者と、反対声明に参加した経済学者が各々いるのであり、一括りにするのは適切ではない。

52) 毎日新聞社編(1969) pp.95-98。新日鐵の社史は、合併経緯を記載しているが、本文が7ページでしかないのに(新日鐵(1981) pp.96-102)、資料を多数収載し(公取委との書面等、同左 pp.103-297)、「経済学者の反対意見」として、「近代経済学者の反対意見」(同左 pp.290-296)と共に、ご丁寧に「マルクス経済学者の反対意見」(同左 p.297)をも収載している。「客観性」を体裁付けたいのか、勝利の余裕なのか、意図は不明だが、興味深い編纂ではある。

53) 毎日新聞社編(1969) pp.58-61、NHK(1995) pp.261-263。大嶽によれば、「一九五五年以来、委員長をふくめた五人の委員は、大蔵、通産、法務の各省から必ず一人ずつ、あとは日銀、外務省等の出身者をあてるという、各官庁の「縄張り人事」が慣行となっ」ており、「期待された専門家のリクルートメントを必ずしも実現していない」とのことである(大嶽(1996) p.340)。

54) 公取委員だけではなく、大嶽によれば、公取委事務局の事務局長等中心的ポストは官庁からの出向者が占めているようである(大嶽(1996) pp.383-384)。

55) 毎日新聞社編(1969) pp.180-181、NHK(1995) p.317

56) 毎日新聞社編(1969) pp.61-62、NHK(1995) pp.263-265

依存している事務局担当者を排除しての会議運営は、事務局担当者の突き上げと出身母体である賛成派(推進派)からの「外圧」との板挟みを回避してのことであり、如何なる結論へ誘導しようとしているかは自ずと明らかだろう。遂には、公正取引委員会事務局労働組合(職員組合)が委員会(公取委員長)に対して独禁法弱体化反対の決議文を突き付けるにまで到った⁵⁷⁾。

但し、公取委員は有賀を除き出身母体との紐付きであり、出身母体という賛成派(推進派)に与してはいたが、独禁法という経済憲法の重要性とその運営に当たる公取委員の「使命」を良く弁え「善戦」したとは言える。例え事務局の強烈な突き上げがあったからであるにせよである。そうでなければ、合併否認勧告と緊急停止命令申立、そして最後の同意審決にまで纏れ込むことはなかったであろう。また、事務局、特に担当者7名の強烈な「使命」感による頑張りがあったけれども⁵⁸⁾、如何せん大幅緩和後の独禁法、その結合規制(15条)の統一解釈(理論)が合併を阻止し得なかった根拠の貧弱さ・非力さという限界であったと言わなければならない。

(11) 独禁法15条の統一解釈という更なる結合規制緩和

公取委は、厳格に合併審査を行なうために、「理論武装」を必要とした⁵⁹⁾。それが、独禁法15条の統一解釈である。「競争の実質的制限」をどう解釈するか。判例等が限られているため、1953(昭和28)年に東京高裁が下した「東宝・新東宝事件」⁶⁰⁾の判例に沿って解釈することで統一した。

高裁判例は、次の通りであった——「競争を実質的に制限するとは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、

数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいうのであって、いいかえれば、かかる状態においては、当該事業者又は事業者集団に対する他の競争者は、それらの者の意思に拘りなく、自らの自由な選択によって価格、品質、数量等を決定して事業活動を行ない、これによって十分な利潤を収め、その存在を維持するということは、もはや望み得ないということになるのである」⁶¹⁾。「左右し、支配する」という前段の部分は、1951(昭和26)の「東宝・スバル座事件」の高裁判例とほとんど同文であり、最高裁でも認められた判例であるが、「いいかえれば……」以下の後段は1953(昭和28)年の判例で付け加えられたものであり、その前段と後段の連繋を如何に解釈するかが、統一解釈の最大の眼目である⁶²⁾。公取委は、前段と後段を同趣旨(後段は競争者の立場からの単なる言い換え)、と解した⁶³⁾。しかし、後段によると、「競争者」は自発性を完全に奪われて、強制的に追従するしかない状態となり、それが「競争の実質的制限」ということになる。寡占におけるプライス・リーダーシップは、リーダー企業が値上げした場合、他社は強制的にではなく、値上げした方が得だから追従するのであり、それは問題ないということになる⁶⁴⁾。自発性・自主性を全く喪失させられた状態などは、極めて限られた状態であり、それだけが競争制限だといえるのであれば、15条違反など余程の場合でない限り起こり得なくなる。これが、統一解釈の内実である。「統一解釈ができたことは、新日鉄実現の決定的瞬間であったとさえいってよいぐらいである」⁶⁵⁾。「理論武装」のはずが、武装解除になってしまった、と言えるだろう。

57) 毎日新聞社編(1969) pp.79-83、由良(1969a) pp.210-211, 274, 275, 278-279

58) N H K (1995) pp.352-353

59) 途中段階まで、合併認否の目安として業界での市場占有率30%近辺が警戒ラインとしていたが、「外圧」のせい、いつの間にか準拠できなくなっていた(由良(1969a) pp.45-46)。また、1963(昭和38)年~1967(昭和42)年にかけて、公取委内外で企業結合基準の審査基準に関する研究や議論が活発に行なわれ、市場構造基準・協調的寡占形成規制に纏まりつつあったが、それが八幡・富士合併事件で活かされることはなかった。その際は、合併後市場シェア1位はもとより、合併後2位以下の合併でも規制の対象となることだった(平林(2012) pp.383-386)。ところが、合併前1位と2位の両社が合併後はガリバー型寡占の断トツ1位となるのに、事前審査段階で断固阻止し得なかったのである。

60) 公取委が独禁法違反の審決をしたが、東宝側が東京高裁に提訴し、公取委に差戻されているが、その差戻しの高裁判決で競争制限の解釈を詳細に述べている(毎日新聞社編(1969) p.75)。

61) 毎日新聞社編(1969) pp.75-76

62) 同上 p.76

63) 同上 p.76

64) 同上 p.77

65) 同上 p.79

(12) 非主力3.5品種の攻防

合併後の総合力ではなく、鉄鋼の品種別⁶⁶⁾に問題の有無（競争阻害性）を具体的に検討することが行なわれたが、問題9品種が最終的には3.5品種に絞り込まれた。鉄道用レール、食罐用ブリキ、鋳物用銑、鋼矢板、電気鋼板（けい素鋼板）、厚板、大形形鋼、普通線材、冷延薄板のうち、前4品種である。1969（昭和44）年2月24日の事前審査結果の内示（口頭）は、次の通りである——「本件合併は鉄道用レール、食罐用ブリキおよび鋳物用普通銑については、独禁法第15条第1項の規定に抵触するおそれがある。／なお、鋼矢板については、にわかに抵触しないとはいえない⁶⁷⁾。それらの市場占有率等は、次の図表の通りである（売上高比率は両社の売上高に占める各品種の比率である）。

3品種に対し、鋼矢板は少々異なる取扱いがされていることから、4品種ではなく、3.5品種（品目）という言い方が流布している⁶⁸⁾。但し、問題解消措置の取扱いとしてはいずれも同等の取扱いがなされており、区別は当初だけであったというのが実相ではある。厚板等の主力品種ではなく、合算しても売上高の10%程度の非主力3.5品種の攻防となった時点で、実質的には合併容認が

決せられたと言える。非主力品種が例えどれほど問題であろうと、それを理由に合併否認するのは無理があり、合理性に欠けるからである。また、非主力品種ならば、仮に全て手離すという問題解消措置を求められても、対応の可能性はあり得るからである。逆に言えば、最高裁までの係争を展望した場合、公取委にとっては十分問題性を主張し得る非主力3.5品種に絞り込まざるを得なかったところまで、「外圧」と大幅緩和後の独禁法企業結合規制の非力さにより追い込まれたのである。攻防は長らく延々と行なわれはしたけれども、「些末な」事項の攻防だったと言える。その具体的な詳細は、紙幅の都合もあり、且つ勧告書から同意審決書に到る公式文書に記載されており、容易に閲覧可能なので再現的に取上げることはしない。

筆者が着目するのは、ただ一事である。非主力3.5品種の攻防において、問題解消措置に出来た奇妙な事態である。各々の品種の「競争の実質的制限」を排除するために、同業他社（日本鋼管、川崎製鉄、神戸製鋼）が懇切に協力し、またそれらが競争状態可能となるために、両社が有形・無形の資源を提供するという、協調的寡占の実態を衆目に晒し、しかも公取委も両社もそれを何ら

図表 4-1 鉄鋼会社生産集中度 並びに 4-2 品種別集中度

社名	銑鉄	粗鋼	品種	八幡製鉄	富士製鉄	両社計	次位メーカー	売上高比率	
八幡製鉄	22.1	18.5	鋳物用銑鉄	15.8	38.4	54.2	神戸	17.0	2.6
富士製鉄	22.4	16.9	重軌条	74.6	23.0	97.6	日本砂鉄	1.6	1.9
(両社計)	(44.5)	(35.4)	鋼矢板	61.2	34.8	96.0	鋼管	2.6	2.8
日本鋼管	16.0	12.4	大形形鋼	31.5	28.6	60.1	川鉄	9.7	7.2
住友金属工業	13.3	11.8	普通線材	22.4	18.1	40.5	神戸	18.8	3.4
川崎製鉄	12.4	11.3	厚中板	15.7	16.1	31.8	川鉄	17.4	15.5
神戸製鋼所	7.1	5.5	冷延薄板	19.9	11.6	31.5	川鉄	15.1	12.1
			電気鋼板	51.2	13.4	64.6	川鉄	33.5	3.7
			ブリキ	38.6	23.4	62.0	東洋鋼板	24.9	5.5

(注) 数値単位：％
 (出典：公取委（1977）pp.191、192)

66) 鉄鋼製品（普通鋼）は、大きく分類すると、条鋼（H形鋼・その他形鋼・棒鋼・線材）・鋼板（厚板・熱延鋼板・冷延鋼板・亜鉛めっき鋼板・ブリキ・電磁鋼板）・鋼管（継目無鋼管・溶接鋼管）（山口（2008）pp.59-63）、あるいは軌条（レール）・鋼矢板・形鋼（山形鋼・溝形鋼・I形鋼・H形鋼）・棒鋼（丸鋼・角鋼・六角鋼）・線材・厚中板・薄板（熱延薄板・冷延薄板・電磁鋼板）・表面処理鋼板類（亜鉛めっき鋼板・塗覆装鋼板・ブリキ）・鋼管（継目無鋼管・冷間引抜パイプ・角形パイプ・溶接鋼管）（川上（2019）pp.60-65）などがあり、今日の主力製品は薄板・厚板（厚中板）・H形鋼・棒鋼（普通鋼）・ステンレス鋼板・継目無鋼管（シームレスパイプ）である（山口（2008）pp.59-63）。

67) 新日鐵（1981）p.59、毎日新聞社編（1969）pp.107-108

68) 丹宗昭信（1979）、『独占および寡占市場構造規制の法理』p.235等、北海道大学図書刊行会

非としない異常な事態である。競争状態を人為的に作り出すために入念に協調するというのは、「八百長試合」に等しいではないか。公取委事務局の担当者（審査官）浜田卓二郎は、後年次のように述懐している——「僕らは悲憤慷慨したわけですよ。合併会社のノウハウを教えて、その受け手の会社を競争会社と評価する。それで『競争があるぞ』というような話に持っていく。それはないだろう。そんなバカな話はない、そんなのまやかしたというのが私たちの気持ちでしたね⁶⁹⁾。問題解消措置がより具体的となり、実現可能になればなるほど、それこそが正しく「八百長試合」をするほどの協調的寡占の実像であり、15条違反なのだ、と公式には論難し得なかった公取委には、合併容認という敗北しか残されてはいなかったのである。

それでも同意審決というトリッキーな終結にまで漕ぎ込んだのは、公取委事務局の「使命」感に溢れた頑張り、少数派ではあったが反対派ステークホルダーの「外圧」によると言わなければならない。

事前審査→正式審査→審判という手順で合併可否の審議が進められたが、審判は準司法的な機能（民事訴訟と同様の形式）であり、判事役の審判官は公取委員（5名）、検事役の審査官は公取委事務局が務め、被告役の被審人は八幡と富士両社（弁護士2名はいずれも公取委審査部長を勤めたことがあり、公取委を熟知した弁護士）であったが⁷⁰⁾、公取委員が名分さえ立てば合併を容認しようというスタンスなので、検事役の公取委事務局が「孤軍奮闘」という異例の構図であった。判決に当る審決は、

大別すると、最後まで争った場合の通常審決と途中で打ち切る一種の「和解」と言える同意審決があり、通常審決には不問審決（事実誤認で元々違反がなかったとする）、違法宣言審決（審判の途中で対応策が積み増しされ、最後に違反事実がなくなった場合）、排除審決（違法事実がなくならず排除を求め、この場合は合併否認→被審人が審決に従わなければ、東京高裁に異議申立てを行ない、裁判で係争となる）とがある⁷¹⁾。それに対する同意審決はトリッキーなものである。それまで合併には問題はないと主張し、渋々問題解消措置（対応策）を小出しにしてきた両社（被審人）が一転して、合併が独禁法15条違反であることを認め、それを解消する問題解消措置（対応策）を講じたから、合併を認めてほしいとし、公取委側もその問題解消措置（対応策）の有効性を認め、それを履行せよとするものである（合併を認めるとは揚言せず、黙認的である）。両社は、名を捨て（違反を認め）、実を取ったのである（合併実現）。公取委は、名を保ち（違反という判断を保持）、実を捨てたのである（合併を阻止し得なかった）。かくして、独禁法における企業結合規制は有名無実化した⁷²⁾。審決の翌日（1969（昭和44）年10月31日）、山田委員長が辞表を提出した（受理は11月8日⁷³⁾）。18ヵ月に及んだ合併の審査・審判が公取委の敗北によって決着したことを象徴する幕切れである（体調不良を表向きの理由としており⁷⁴⁾、本人の真意は知る由もないが）。そして、1970（昭和45）年3月31日、新日鐵が誕生した。

69) NHK (1995) p.350

70) 毎日新聞社編 (1969) pp.159-160。なお、大嶽は「公正取引委員会に対しては、両社は基本的対応を誤った」し、「両社による法律家の利用は最後まで甚だ拙劣なものであった」という評価を下している（大嶽 (1996) pp.301, 302）。加えるならば、両社は、独禁法をアメリカの占領による押し付けとして結局は認めていないか、「鉄は国家なり」の驕りの成せる業であろうか。

71) 毎日新聞社編 (1969) pp.160-161

72) 但し、最終的な仕上げは、遙か後年、1997（平成9）年純粋持株会社解禁によって行なわれた。

73) 毎日新聞社編 (1969) p.186

74) 同上 p.187

